

◇ 潟上市中小企業等稼げる力創出補助金の流れ ◇

申請は年 4 回受け

① 4 月末締切 5 月中旬審査 ② 7 月末締切 8 月中旬審査 ③ 10 月末締切 11 月中旬審査 ④ 1 月末締切 2 月中旬審査

↓

↓

① 認定申請書 (様式第 1・2・3 号)

↓

潟上市中小企業等稼げる力創出補助金アドバイザー

※ 潟上市中小企業等稼げる力創出補助金採点要領に基づき計画内容を点数化し認定

↓ (50 点満点 25 点以上認定対象：点数により順位化)

↓

↓

・認定通知書 (様式第 4 号)、審査結果通知書 (様式第 5 号)

↓ ※ 認定後、事業に係る発注行為が可能

↓

② 交付申請書 (様式第 8・9・10 号)

↓

↓

・交付決定通知書 (様式第 11 号)、不交付決定通知書 (様式第 12 号)

↓

↓

↓

③ 実績報告書 (様式第 13・14 号)

↓

↓ ※ 実績報告書の提出後、書類及び現地検査を実施

↓

・交付確定通知書 (様式 15 号) 不交付確定通知書 (様式 16 号)

↓

・補助金支払い

↓

↓

⑤ 進捗状況報告書 (様式第 17 号)

※ 事業終了年度の次年度より 3 年間の報告義務

その他：計画変更承認申請書 (様式第 6 号)、事業中止等届出書 (様式第 7 号)